

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市まちづくり活動センターの施設の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市まちづくり活動センター条例	
根 拠 条 項	第5条1項	
連 絡 先	しらさぎ台自治会（電話 644-3378）	
審 査 基 準	基 準	<p>○徳島市まちづくり活動センター条例 （利用の承諾）</p> <p>第5条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（利用の承諾の制限）</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 即日～5日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）